令和８年度セーフティネット保証等融資にかかる
利子に対する助成事業要領

令和８年４月１日
公益社団法人福島県トラック協会

１　助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会員及び賛助会員（以下「会員」という。）が、「セーフティネット保証等融資にかかる信用保証料に対する助成事業要領」に基づき協会の保証料の助成を受け、融資にかかる借入（支払）利子を支払った場合に、その一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

２　助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会員の場合は、入会後６カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

３　助成の対象となる利子

令和３～７年度に「セーフティネット保証等融資にかかる信用保証料に対する助成事業要領」に基づき協会の保証料の助成を受けた融資に対して支払った利子とし、次のいずれかの条件を満たすもの。ただし、市町村より利子助成がある場合、その期間は助成しない。

（１）令和３～６年度にセーフティネット保証料助成を受けた場合
融資日から５年以内に助成申請がされたものであること。

（２）令和７年度にセーフティネット保証料助成を受けた場合
融資日から４年以内に助成申請がされたものであること。

４　助成金額

（１）令和３～６年度にセーフティネット保証料助成を受けた場合
助成率を０．８％とし、融資日から３年間とする。
ただし、借入（支払）利率が助成率を下回る場合は、借入（支払）利率と同率とする。

（２）令和７年度にセーフティネット保証料助成を受けた場合
支払った利子の額とし、融資日から３年間の累計で３００，０００円を限度とする。

５　申請期間

令和８年５月１日から令和９年２月２２日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

６　予算額　１３，０００，０００円

７　助成金の申請手続

金融機関に利子を支払った場合、別紙「セーフティネット保証等融資にかかる利子助成申請書」に、必要な書類を添付して、原則として、６カ月毎に協会宛て郵送・持参等により提出する。

９　助成金の返還

（１）協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。

ア　この要領その他協会が定める事項に違反したとき。

イ　虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（２）前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10　注意事項

（１）令和８年度以降にセーフティネット保証料助成を受けた融資については、助成を行わない（当該助成事業の新規受付を廃止する）こととする。

（２）当該助成事業は令和１１年度をもって廃止とする。